

平成31年4月16日

〒460-0002 名古屋市中区丸の内三丁目19番5号

フレッジオLA7階 名古屋シティ法律事務所

宗教法人薬師寺 代理人弁護士 稲垣 篤史 様

特定非営利活動法人消費者被害防止ネットワーク東海

理事長 杉浦市郎

(連絡先) 〒464-0075 名古屋市千種区内山三丁目28番2号

KS千種ビル6階F

事務局長 野澤厚美

TEL: 052-734-8107

FAX: 052-734-8108

## 新約款開示のお願い

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

本訴訟は、不当条項（具体的には、請求の趣旨第1項記載のとおり、永代納骨に関する契約が解除される時期にかかわらず、貴院が既に受領した金銭を一律に返還しないとする条項。以下「本件不返還条項」といいます。）の使用の差止めを求めるものでしたので、貴院が請求を認諾された以上、認諾後に本件不返還条項が使用されていないことを確認する必要があります。

ところで、別添の平成31年3月13日付けの読売新聞の記事によれば、貴院は、既に本件不返還条項を改定されているとのことと。

そこで、改定された条項を確認できる書面をお送りください。

なお、当団体が確認している限りでは、下記のとおり、別添の4つの書面に本件不返還条項が含まれていますので、4つの書面全てにつき、改訂版をお送りくださいますようお願いいたします（もしその他にも本件不返還条項が含まれている書面がありましたら、同じように改訂版をお送りください。）。

#### 記

##### ① 永代供養のご案内

- ・「お申込みを辞退の際、永代供養の御布施のご返納はできません。」（表面の「記」の1番目の●）
- ・「お申込み辞退の場合、永代供養の奉納は宗教行為であり御布施としていただく為、返納はできません。」（裏面の上から7番目の箇条書）

##### ② 瑠璃光殿（新納骨堂）のご案内

- ・「お申込み辞退の場合、永代供養の奉納は宗教行為であり御布施としていただく為、返納はできません。」（下から2番目の●）

##### ③ 観音堂永代供養のご案内

- ・「お申込み辞退の場合、永代供養の奉納は宗教行為であり御布施としていただく為、返納はできません。」（下から2番目の●）

##### ④ 名古屋別院 瑠璃光殿 永代納骨のご案内

- ・「永代供養料、法要料等はお布施のため、ご返納は致しかねます」（最下部の※の括弧書の中）

敬具

## 添 付 書 類

- 1 平成31年3月13日付けの読売新聞の記事
- 2 永代供養のご案内
- 3 瑠璃光殿（新納骨堂）のご案内
- 4 観音堂永代供養のご案内
- 5 名古屋別院 瑠璃光殿 永代納骨のご案内